

4月1日から 産後ケア事業がさらに使いやすくなります

●東京山手メディカルセンター、オケタニ母乳育児相談室早稲田、東京都助産師会新宿中野杉並地区分会での受け入れが始まります
産後、お母さんと赤ちゃんが、健康状態の確認や授乳のアドバイス、沐浴の練習、育児相談等を受けることができます。
支援施設に宿泊するショートステイ型、支援施設に日帰りを通うデイサービス型、助産師が自宅に訪問するアウトリーチ型があります。



産後ケア事業

☒ 次の全てに該当する方

- ▶ 母子ともに区に住民登録がある
- ▶ 母子ともに医療行為・入院加療が必要ない

支援施設・対象月齢等

下記①②の対象月齢は支援施設によって異なります。

右記③の対象月齢は産後1年未満です。

① ショートステイ型

- ▶ 聖母病院(中落合2-5-1)…産後2か月未満
- ▶ 八千代助産院(文京区音羽1-19-18)…産後4か月未満
- ▶ 国立国際医療センター(戸山1-21-1)…産後2か月未満
- ▶ 愛育産後ケア子育てステーション(港区南麻布5-6-8)…産後5か月未満
- ▶ 四谷川添産婦人科(左門町18)…産後2か月未満(四谷川添産婦人科で出産した方のみ)
- ▶ 聖路加助産院 マタニティケアホーム(中央区明石町1-24)…産後10週未満
- ▶ JR東京総合病院(渋谷区代々木2-1-3)…産後4か月未満
- ▶ 東京山手メディカルセンター(百人町3-22-1)…産後3か月未満

② デイサービス型

- ▶ 聖母病院…産後2か月未満
- ▶ 八千代助産院…産後6か月未満
- ▶ 四谷川添産婦人科…産後2か月未満(四谷川添産婦人科で出産した方のみ)
- ▶ オケタニ母乳育児相談室早稲田(喜久井町20-8)…産後7か月未満



③ アウトリーチ型

- ▶ 個人助産師
- ▶ オケタニ母乳育児相談室早稲田
- ▶ 東京都助産師会新宿中野杉並地区分会

費用

▶ ①② 支援施設によって利用料金が異なります。▶ ③ …1回1,000円。詳しくは、新宿区ホームページ(右上二次元コード)をご覧ください。

※住民税非課税世帯は減額、生活保護を受給している世帯等は減額または免除します。

利用までの流れ

- ▶ 利用登録申請…妊娠7か月(24週)以降、利用希望日の2週間前までに所定の申請書を郵送または直接、担当保健センター(★)へ。新宿区ホームページ(右上二次元コード)からも申請できます。申請書は保健センターで配布しているほか、新宿区ホームページ(右上二次元コード)から取り出せます。※「妊娠7～8か月頃のアンケート」への回答と同時に申請できます。
- ▶ 利用決定…支援施設等が日程調整を行い、利用の可否を連絡します。

- ▶ 利用登録決定通知書の受け取り…申請から2週間程度で届きます。
- ▶ 利用予約…希望する支援施設等を予約します。予約方法は支援施設等によって異なります。
- ▶ 利用決定…支援施設等が日程調整を行い、利用の可否を連絡します。



★保健センター
担当一覧

☎健康づくり課健康づくり推進係 ☎(5273)3047

障害のある方へ 助成制度をご利用ください

各手当の支給対象に該当し、まだ受給していない方は、申請してください。いずれの手当も5・8・11・2月に助成金を振り込みます。

◆心身障害者福祉手当(区制度)

☒ 次のいずれかに該当する方

- ▶ 身体障害者手帳1～3級、▶ 愛の手帳1～4度、▶ 精神障害者保健福祉手帳1級、▶ 脳性まひ・進行性筋萎縮症、▶ 難病疾病、▶ 戦傷病者手帳特別項症～2項症

※下表の施設に入所している方、児童育成手当の障害者手当支給対象の方、新規申請で手帳取得時に65歳以上の方、所得が一定以上の方は対象外です。

手当額(月額) 1万5,500円(身体障害者手帳3級、愛の手帳4度の方は7,750円)

※扶養義務者の所得超過で同手当を受給できない20歳未満の方が、20歳になると本人の所得で判定するため、受給できる可能性があります。

入所施設等	心身障害者福祉手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
養護老人ホーム	×	×	
特別養護老人ホーム	×	×	
介護老人福祉施設	×	×	
軽費老人ホーム	×	○	
有料老人ホーム	○	○	
グループホーム	○	○	○
救護施設・更生施設	×	×	×
障害者支援施設・障害児入所施設	×	×	×
病院等に3か月を超えて入院	○	×	○

(○は受給可、×は受給不可)

◆特別障害者手当等(国制度)

☒ 次のいずれかに該当する方

- **特別障害者手当**…日常生活で常時特別の介護が必要な状態にある20歳以上で、▶ ①身体障害者手帳おおむね1級・2級の方、▶ ②愛の手帳おおむね1度・2度の方、▶ ①②と同程度の疾病・精神障害の方

※左下表の施設に入所している方、病院等に3か月を超えて入院している方、本人または扶養義務者の所得が一定以上の方は対象外です。

- **障害児福祉手当**…日常生活で常時介護が必要な状態にある20歳未満で、▶ ①身体障害者手帳おおむね1級・2級の方、▶ ②愛の手帳おおむね1度・2度の方、▶ ①②と同程度の疾病・精神障害の方

※左表の施設に入所している方、障害を理由とする年金を受けている方、本人または扶養義務者の所得が一定以上の方は対象外です。

手当額(月額) ▶ 特別障害者手当…3万450円、▶ 障害児福祉手当…1万6,560円(いずれも4月分から変更)

受給資格喪失時の届け出は忘れなく

次に該当する場合は、手当の受給者資格がなくなりますので、必ず問合せ先へ届け出てください。

- ▶ 死亡したとき、▶ 転出したとき、▶ 左表の施設に入所したとき

☎障害者福祉課 ▶ 申請…相談係 ☎(5273)4518、▶ 支給…経理係 ☎(5273)4520(いずれも ☎(3209)3441)